

議案第91号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「55万円」を「63万円」に改め、同条第3項中「並びに」を「及び」に改め、同条第4項中「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.6」を「100分の6.49」に改め、同条第2項中「100分の2.5」を「100分の2.43」に改める。

第5条第1項中「1万4,000円」を「1万6,700円」に改め、同条第2項中「8,000円」を「1万700円」に改める。

第5条の2第1号中「次号及び第19条」を「次号及び第19条第1項」に、「第3号及び第19条」を「第3号及び同項」に改める。

第6条中「100分の1.3」を「100分の2.69」に改める。

第7条中「1万円」を「1万2,700円」に改める。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条中「55万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同号ア中「9,800円」を「1万1,690円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「7,490円」に改め、同号エ中「7,000円」を「8,890円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「7,000円」を「8,350円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「5,350円」に改め、同号エ中「5,000円」を「6,350円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「2,800円」を「3,340円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,140円」に改め、同号エ中「2,000円」を「2,540円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした

場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 第2条第2項に規定する国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2, 505円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4, 175円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6, 680円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 350円

- (2) 第2条第3項に規定する国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 605円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 675円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 280円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 350円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、同条第4項の改正規定（「並びに」を「及び」に改める部分に限る。）及び第19条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の狭山市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国民健康保険の安定した財政運営を図るため、国民健康保険税の賦課限度額、税率等を改定するとともに、地方税法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。